

○青山学院大学理工学部ライフサイエンスに関する規則

(2014 年 4 月 24 日理事会承認)

改正 2015 年 12 月 15 日 2019 年 9 月 26 日

(目的)

第 1 条 この規則は、青山学院大学(以下「本学」という。)の理工学部及び理工学研究科(以下「本学部」という。)において、ライフサイエンスに係る教育、研究等を適正に行うために必要な事項を定めることにより、その研究等における倫理性、安全性等を確保することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規則において「ライフサイエンス研究等」とは、本学部で行う以下の各号のいずれかを実施する教育又は研究をいう。

- (1) 組換え DNA 実験
 - (2) 動物実験
 - (3) 前 2 号に準ずると学長が認めたもの
- 2 この規則において「研究責任者」とは、本学部の専任教員であって、個々のライフサイエンス研究等を遂行するとともに、そのライフサイエンス研究等の計画に係る業務を統括する者をいう。
- 3 この規則において「研究担当者」とは、研究責任者の指示等に従ってライフサイエンス研究等を実施する全ての者をいう。

(遵守事項)

第 3 条 本学部は、ライフサイエンス研究等を行うに当たっては、以下の各号の法律、政令、省令、告示、指針等(以下「法令等」という。)を遵守しなければならない。

- (1) 組換え DNA 実験については、以下の法令等

イ 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律(平成 15 年法律第 97 号)

ロ イに規定する法律に関連した省令及び告示

ハ 神奈川県バイオテクノロジー環境安全管理指針

- (2) 動物実験については、以下の法令等

イ 動物の愛護及び管理に関する法律(昭和 48 年法律第 105 号)

ロ 実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準(平成 18 年環境省告示第 88 号)

ハ 研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針(平成 18 年文部科学省告示第 71 号)

ニ 動物実験の適正な実施に向けたガイドライン(平成 18 年日本学術会議)

- 2 ライフサイエンス研究等に携わる全ての者は、法令等を遵守し、この規則、学校法人青山学院の定める諸規則、青山学院大学における利益相反及び研究教育倫理に関する指針等に従って、ライフサイエンス研究等を実施しなければならない。

(学長及び理工学部長の責務)

第4条 学長は、ライフサイエンス研究等に係る業務を統括し、その適正な実施のため、以下の各号に規定する責務を負い、最終的な責任を有するものとする。

- (1) ライフサイエンス研究等の実施又は変更の可否を決定すること。
 - (2) ライフサイエンス研究等に従事する者を適切に監督すること。
 - (3) ライフサイエンス研究等の実施状況について、理工学部長から報告を受け、当該実施状況を把握すること。
 - (4) 実施中のライフサイエンス研究等について、次条に規定するライフサイエンス委員会が研究の変更又は中止の意見を述べた場合には、その意見を踏まえ、研究の変更又は中止を命じること。
 - (5) 実施されたライフサイエンス研究等の結果について、理工学部長から報告を受け、当該結果を把握すること。
 - (6) 実施された動物実験について、原則として1年に1回、自己点検・評価をすること。この場合において、学長は、自己点検・評価の結果について、本学外の者による検証を受けるよう努めるものとする。
 - (7) その他ライフサイエンス研究等の適正な実施のために必要な措置を講じること。
- 2 理工学部長は、学長からの委任に基づき、以下の各号に規定する責務を負うものとする。
 - (1) ライフサイエンス研究等に係る施設の設置、維持管理等を行うこと。
 - (2) ライフサイエンス研究等の実施状況を把握すること。
 - (3) 実施されたライフサイエンス研究等の結果を把握すること。
 - (4) ライフサイエンス研究等に従事する者について、必要な健康管理措置を講じること。
 - (5) ライフサイエンス研究等に従事する者及び次条に規定するライフサイエンス委員会の委員に対して、必要な教育、研修等を実施すること。
 - 3 理工学部長は、前項の規定により委任された責務に係る業務を行ったときは、当該業務の結果を学長に報告するものとする。

(ライフサイエンス委員会)

第5条 本学部に、ライフサイエンス研究等に関する審議、学長及び理工学部長への助言等を行うため、理工学部ライフサイエンス委員会(以下「委員会」という。)を置く。

- 2 委員会に関し必要な事項は、青山学院大学理工学部ライフサイエンス委員会に関する要綱の定めるところによる。

(研究等の申請)

第6条 ライフサイエンス研究等の実施を希望する本学部の専任教員(以下「申請者」という。)は、所定の審査申請書に必要事項を記入し、研究計画書を添えて、学長に提出しなければならない。この場合において、文部科学大臣の承認又は認定を必要とする事項については、申請者は、あらかじめ所定の手続を行わなければならない。

2 学長は、審査申請書が提出された場合には、理工学部長を通じて委員会に対して、研究計画の実施の可否等についての審査を依頼する。

3 委員会は、審査の後、速やかに審査結果を文書により理工学部長を通じて学長に報告する。

4 学長は、委員会の報告に基づき、研究計画の実施の可否を決定し、文書により申請者に通知する。この場合において、委員会が不承認の判定をした研究計画については、その実施を許可してはならない。

5 前項の規定により研究計画が承認された申請者は、当該研究計画の研究責任者となる。
(研究等の実施)

第7条 研究責任者は、承認された研究計画書に基づき、ライフサイエンス研究等を実施する。

2 研究責任者は、研究担当者が適正にライフサイエンス研究等を実施するよう監督しなければならない。

3 研究責任者は、ライフサイエンス研究等の実施状況について、理工学部長に1年に1回以上、文書により報告しなければならない。

(研究等の終了又は中止)

第8条 研究責任者は、ライフサイエンス研究等の終了又は中止(以下「終了等」という。)を行った場合には、文書により学長に報告しなければならない。

2 学長は、前項の規定により終了等の報告を受けた場合には、委員会に対して報告を行うものとし、必要に応じて委員会からの助言又は勧告を受けるものとする。

3 学長は、前項の助言又は勧告に基づき、ライフサイエンス研究等の適正な実施のために改善措置を講じなければならない。

(研究等の変更)

第9条 研究責任者がライフサイエンス研究等の計画を変更しようとする場合の手続は、第6条に規定する申請手続の例による。

(動物実験に係る情報の公開)

第10条 本学部は、動物実験について、以下の各号に規定する事項を、定期的に公開する。

- (1) 動物実験に関する諸規則、取決め等
- (2) 自己点検・評価の結果
- (3) 外部機関等による検証の結果
- (4) 審査、申請、承認等の状況

- (5) 施設の状況
- (6) 実験動物の飼養及び保管の状況
- (7) 教育訓練の実施状況
- (8) 委員会の委員
- (9) その他学長又は委員会が必要と認めた事項
(緊急事態発生時の措置)

第 11 条 遺伝子組換え生物等による実験施設内の著しい汚染、ライフサイエンス研究等の実験中における地震災害、火事の発生等の緊急事態の発生を認めた者は、直ちに以下の各号に規定する措置を講じなければならない。

- (1) 災害等の拡大防止に努めること。
 - (2) 当該実験の責任者及び当該実験の安全について責任を有する者に対し、速やかに連絡すること。
- 2 前項第 2 号に規定する連絡を受けた者は、状況を判断し、立入禁止、消火、消毒等の必要に応じた措置を講ずる。この場合において、災害拡大のおそれがある場合には、遅滞なく臨時管理区域を設定し、その標識を設置するなど、立入禁止区域等の措置を講じなければならない。
- 3 前項の措置を講じた者は、直ちにその発生状況、措置方法等について学長、理工学部長及び委員会に報告しなければならない。
- 4 学長は、関係行政機関との連携の下、地域防災計画等との整合を図りつつ、地震、火災等の緊急時に講ずべき措置に係る基準をあらかじめ作成し、関係者に対して周知を図るものとする。

(組換え DNA 実験に係る安全管理)

第 12 条 組換え DNA 実験に係る安全管理については、青山学院大学理工学部組換え DNA 実験安全管理要綱の定めるところによる。

(動物実験に係る安全管理)

第 13 条 動物実験に係る安全管理については、学長が決定するものとする。

(所管)

第 14 条 この規則は、相模原事務部研究推進課が所管する。

(改廃手続)

第 15 条 この規則は、委員会、理工学部教授会及び学部長会の意見を聴いた後、常務委員会で協議し、理事会の承認を得て、学長がこれを行う。

附 則

- 1 この規則は、2014 年 4 月 25 日から施行し、2014 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 この規則の施行に伴い、青山学院大学理工学部及び理工学研究科ヒトゲノム・遺伝子解析研究倫理審査委員会設置要綱(2005 年 10 月 24 日学部長会承認)及び青山学院大学

理工学部及び理工学研究科動物実験委員会設置要綱(2007 年 2 月 28 日学部長会承認)は、
廃止する。

附 則(2015 年 12 月 15 日)

この規則は、2015 年 12 月 16 日から施行し、2015 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(2019 年 9 月 26 日)

この規則は、2019 年 9 月 27 日から施行する。